激励金支給規定

総　則　　特定非営利活動法人磐田市スポーツ協会（以下、当会という）の激励金の支給を定めるものである。

第１条[目的]

　　　　　磐田市においてアマチュアスポーツ大会への出場者に対して、激励するためにこの規定を定める。

第２条[激励金支給対象]

　　　　　磐田市在住者・在学者・在勤者及び当会加盟団体の構成員で、アマチュアスポーツ競技者として全国大会、世界大会（オリンピックを含む）に出場する場合には、別表のとおり激励金を支給する。但し、上記に該当しない場合は役員会において決定する。

２．支給回数は個人・団体とも該当年度内に１回に限る。但し、国際大会はこの限りでない。

　　　３．スポーツ競技種目は日本スポーツ協会に登録されている競技種目又は当会の加盟団体種目に限る。

４．流派大会は対象外とする。（注：流派大会とは空手などの流派を持つ競技をさす。）

５．全国高校総合体育大会には全国高等学校各競技の選手権大会及び各競技選抜大会を含み、私学の大会は流派大会と同一と見做す。

　　　６．全国障害者スポーツ大会出場者には本規定を適用する。

７．その他特に会長が必要と認める大会は本規定を適用する。

第３条[改廃]

　　　　　本規定は、役員会において改廃できる。

付　則　　本規定は平成１７年５月２０日開催の役員会において決議され、平成１７年５月２０日から施行する。

２．本規定は平成２３年３月１８日開催の役員会において決議され、平成２３年４月１日から施行する。

３．本規定は平成２８年７月４日開催の役員会において決議され、平成２８年７月４日から施行する。

４．本規定は令和２年１月７日開催の役員会において決議され、令和２年４月１日から施行する。

別　表

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 交付対象の大会 | 個人給付金額 | 団体給付金額 | | |
| 2人以上5人以下 | 6人以上9人以下 | 10人以上 |
| オリンピック | 5０，０００円 | 1人につき  5０，０００円 | 300,000円 | 500,000円 |
| その他ワールドカップ級の国際大会 | 5０，０００円 | 1人につき  5０，０００円 | 300,000円 | 500,000円 |
| アジア大会等地域の限られた国際大会 | 3０，０００円 | 1人につき  3０，０００円 | 180,000円 | 300,000円 |
| 国民体育大会 | ５，０００円 | 1人につき  ５，０００円 | 30,000円 | 50,000円 |
| 全国高等学校総合体育大会 | ５，０００円 | 1人につき  ５，０００円 | 30,000円 | 50,000円 |
| 全国高等学校選手権大会（選抜を含む） | ５，０００円 | 1人につき  ５，０００円 | 30,000円 | 50,000円 |
| 全国定時制大会 | ５，０００円 | 1人につき  ５，０００円 | 30,000円 | 50,000円 |
| 全国中学校総合体育大会 | ５，０００円 | 1人につき  ５，０００円 | 30,000円 | 50,000円 |
| 全国大会で競技団体主催のもの | ５，０００円  （小学生　　　３，０００円） | 1人につき  ５，０００円  （小学生　　　３，０００円） | 30,000円  （小学生  18,000円） | 50,000円  （小学生  30,000円） |

ア、　全国大会は予選大会を経たもの又は標準記録及びランキングにより出場するもの

について該当する。

イ、　同一種目に２名以上で出場する場合は団体扱いとする。

イ-2、既に団体対象で激励金を支給されている選手が、再度登録人数に入っている場合、

　　　その選手は登録人数としてカウントしない。

イ-3　同一大会にて、個人種目と団体種目に出場する選手は、個人種目を優先に支給する。

ウ、　他の市町体育協会から同様の目的で激励金を受けた場合は対象外とする。

エ、　付表　日本体育協会加盟団体一覧表　平成２６年６月２５日現在